

(別紙2)

令和6年11月20日

総務大臣
村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和6年10月2日付け諮問第3187号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、次のとおり諮問された省令の改正案を修正した上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

(別添 1)

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間: 令和6年 10 月5日(土)～同年 11 月5日(火)
案件番号: 145210378

意見提出者一覧

意見提出者 19 件(法人 6 件、個人:13 件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	ソフトバンク株式会社
4	株式会社NTTドコモ
5	KDDI株式会社
6	株式会社オプテージ
-	個人(13件)

(別添 1)

意見	考え方	修正の有無
不良在庫端末特例の見直し		
意見 1 不良在庫端末特例を適用した割引の実施状況等を注視し、問題が生じた場合には早急に必要な措置を講じるべき。	考え方 1	
本来、不良在庫を発生させないように端末を調達することが基本であり、不良在庫端末特例はあくまでも例外的に処分できるものである点を踏まえれば、各事業者は当該特例の適用を前提とせずに適正な調達に努めることが求められると考えます。 また、最終調達日から36ヵ月後など一定期間が経過した場合であっても、特に端末市場シェアの高い機種（Apple社のiPhoneシリーズなど）については、一定の市場価値を有している場合も想定され、そのような機種が規制対象外となることで端末値引き等による誘引に頼った競争環境が助長される可能性は否定できないものと考えます。 この点、総務省殿においては、引き続き、端末販売状況を含めた市場競争の状況を注視し、仮に市場価値を下回る価格となる割引や潜脱的な行為、その他競争影響が大きい事象等が確認された場合には、早急に規律見直し等に向け、検証・検討を実施することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ・不良在庫端末特例は、あくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものと認識しており、端末の調達においては、基本的に不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であると考えます。 ・なお、市場シェアが高く訴求力のある端末については、発売から数年経過後もなお一定の市場価値を維持していることが想定されるところ、本特例の適用条件の緩和により、過度な端末値引き等による誘引に頼った競争が拡大することも否定できず、また、MVNOは事業構造上、大幅な割引が困難である状況を鑑みると、MNO-MVNO間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・この点、総務省殿においては、当該特例を適用した割引の実施状況等を注視いただくとともに、過度な値引きや潜脱行為等の問題が生じた場合には、規律等の見直しも含め、早急に必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
意見2 「3G特例」との混在が懸念される現状では、「不良在庫端末特例」は控えるべき。	考え方2	
以前作成された「電気通信事業法第27条の3等」のガイドラインについて一部事業者（ドコモ）が守ろうする気がない。 3G回線の終了にともなう交換について子会社であるirumoに丸投げを行おうとしている節があり、3G端末の交換について現状の24000円での交換という方針になっている。 本来であれば3G事業終了に伴う特例が適応されるはずなのですが行われず購入できなければ解約（irumo移行にて）放置するような対応を代理店、お客様相談窓口にてなされている。 この状態で今回「不良在庫端末特例」を一緒にたにされてしまうと「3G特例」などと混在し売り場で混乱が生じてしまう。よって今現在では控える必要があると考えております。 また、実施されるのであればお返しプログラムなどレンタルでの適用は控えていただくよう願います。 【個人1】	○ 事業者において、不良在庫端末特例や3Gから4Gへの移行の特例の運用について、適切に対応すべきと考えます。	無
意見3 不良在庫端末特例を活用する場合は、端末購入プログラムとの併用を認めるべき。	考え方3	
不良在庫特例はあくまでも「新品」端末の不良在庫を発生させないよう特例として処分させることを目的とするものであり、中古端末は端末割引上限規制の対象ではない。中古端末は新品端末と異なる流通ルートが存在している。将来時点において端末の買取りを行っても、中古端末としての価値が存在している。将来中古端末として流通しても、「新品」端末の不良在庫は発生しない。 したがって、端末購入プログラムと併用することは必ずしも不当とはいえない。不良在庫端末特例を活用する場合は端末購入プログラムとの併用を認めるべきである。	○ 不良在庫端末は、経年により市場価値が大きく低下しており、特例により割引上限額を緩和しなければ処分に支障をきたす端末であることを踏まえれば、不良在庫端末に中古端末としての将来的な価値を見いだすことは難しいため、不良在庫端末特例と端末購入プログラムとの併用を認めないことが適当であると考えます。 ○ なお、中古端末も割引上限規制の対象です。	無

(別添 1)

意見	考え方	修正の有無
また、消費者としては購入しようとしている端末は端末購入プログラムの対象かどうか分かりにくく、トラブルにもなりやすい。 【個人11】		
ミリ波対応端末の割引上限額の緩和		
意見 4 今後ミリ波対応端末特例の見直しを検討する際には、ユースケースの創出状況等の観点からも議論すべき。	考え方 4	
ミリ波の活用促進においては、当社としては、ユースケースを拡大することで利用者のニーズを高めることが特に重要であると考えます。そのため、今後ミリ波対応端末に対する特例等の見直しを検討する際には、ユースケースの創出状況等の観点からも議論頂くことを要望します。 【楽天モバイル株式会社】	○ インフラ整備とミリ波対応端末の普及、ユースケースの創出は「鶏と卵」の関係であり、一体的な推進が求められることを踏まえれば、ユースケースの創出も重要であると考えます。	無
意見 5 「通信料金と端末代金の完全分離」の趣旨を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限額の緩和が通信市場の競争に与える影響を注視し、課題が生じた場合には早急に検証・検討を実施すべき。	考え方 5	
「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとはいえない状況であり、事業法第 27 条の 3 が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる」との考えが示されたことを踏まえると「通信料金と端末代金の完全分離」はモバイル市場の適正化にとって引き続き基本となる考え方であると認識しております。 この点、ミリ波対応端末の普及促進は重要であると考える一方、端末の割引上限額を拡大することはモバイル市場の競争、とりわけ事業構造上、値引き原資の少ない MVNO にとってはミリ波対応端末においても大幅な端末値引きを恒常的に実施することは困難であり、その結果、MNO-MVNO 間の競争力の差が更に拡大するなど、市場競争に大きく影響を与える可能性があることが懸念されます。 これらのことから、総務省殿においては、MNO と MVNO の間の競争状況等に注視い	○ ミリ波対応端末について、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、MVNO への影響が大きくなる可能性があること等を踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としています。 ○ なお、総務省において、ミリ波対応端末の割引実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
ただくとともに、課題が生じた場合は早急に規律見直し等に向け、検証・検討を実施することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ・「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に示された通り、MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できていない状況であることから、端末割引上限の拡大については、「通信料金と端末代金の完全分離」の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。 ・なお、ミリ波対応端末に限定した場合であっても、MNO が大幅な割引を行う場合、MVNO は事業構造上、大幅な割引を恒常的に実施することは困難であることから、MNO-MVNO 間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・この点、総務省殿においては、モバイル市場の競争環境への影響を注視いただくとともに、本特例の必要性について定期的に検証いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見 6 将来のミリ波対応端末の割引上限特例の終了にあたっては、事業者の意見も踏まえて調整すべき。	考え方 6	
ミリ波対応端末割引上限の特例については、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」での以下の記載のとおり、時限的なルールとすることが適当とされており、その内容を受けて本省令案でも「当分の間」とされた理解です。 このような特例の終了時期については、事業者の施策検討・準備や消費者の購買行動等にも影響があることから、その予見性を高めておく必要があります。 ついては、特例終了方法（普及率超過の確認、超過確認後の終了時期の決定等の具体的な手続き）については事業者の意見も踏まえて調整いただくとともに、終了にあたっては事業者の準備期間にも十分にご配慮いただくようお願いします。 <「競争ルールの検証に関する報告書 2024」 P130 抜粋>	○ ミリ波対応端末の割引上限緩和は特例であり、時限的なルールであるため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）において「当分の間」という表現を用いています。 ○ 当該割引特例の終了の検討にあたっては、総務省において、必要に応じて関係事業者等と調整することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
【ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミング】 「ミリ波対応端末の普及促進を目的とするものであるため、ミリ波対応端末が普及した場合には、この特例を終了することが適当ではないか。また、特例終了の予見可能性を高めるために、特例終了のタイミングを事前に決めておくことが適当である。 この点、ミリ波対応端末を技術感度性が高い一部の限られた人だけに普及させるのではなく、国民に幅広くミリ波が普及するよう、市場全体に普及することを目指すこととし、通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合には特例を終了することが適当である。」 【ソフトバンク株式会社】		
意見 7 ミリ波対応端末の割引上限緩和が市場に与える影響を継続的に検証すべき。検証にあたり、事業者へ求める報告事項の増加が予想されるため、既存の報告事項のうち重要性が低下している項目は削減を検討すべき。	考え方 7	
・ミリ波対応端末の割引上限緩和が、事業者の過度な端末値引きによる誘因力に頼った競争環境や、転売ヤー問題を助長する要因となっていないか継続的に検証していく必要があるものと考えます。 ・なお、その検証にあたっては電気通信事業報告規則等に基づき事業者へ報告を求める項目が増加することも想定されますが、報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者は報告に係る業務に多くの稼働を要している状況です。 ・したがって、事業者に対し新たな報告を求めることになる場合は、電気通信事業法改正から約 5 年が経過していることも踏まえ、総務省において報告項目全体を改めて整理・棚卸し、重要性が低下している項目については削減する等の検討をしていただきたいと思います。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。 ○ 総務省への報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、総務省において随時見直すことが適当と考えます。	無
意見 8 ミリ波対応端末の割引上限特例の終了時期は、ストックベースでのミリ	考え方 8	

意見	考え方	修正の有無
波対応端末の普及率が 50%を超えた場合であると理解。		
ミリ波対応端末の割引上限額の引き上げ期間については「当分の間」とされていますが、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」では、「具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合には特例を終了することが適当」とされていることから、本考え方にに基づきミリ波対応端末の割引上限額緩和策の終了時期が判断されるという認識です。 【KDDI 株式会社】	○ 「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、「ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合には特例を終了することが適当」とした上で、「ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」としているため、本省令案では「当分の間」という表現を用いています。	無
意見 9 ミリ波の普及率を向上させるためには、ミリ波対応端末の割引上限を緩和しても効果がなく、端末メーカーに対してミリ波対応を働きかけるべき。	考え方 9	
ミリ波の利用率を向上させるには、利用者に対する還付よりメーカーに対して働きかける方が意味があると考えます。 日本でのスマホ利用率の半分は Apple 社の iPhone に偏っており、当社の最新スマホでは日本版ではミリ波に対応してないためそもそも使うことが出来ない状況です。 そのような状況では、一般の購入者はあえて対応機種を探して使う状況にはなりません。 ただし、Apple 社の海外版(米国版)は対応しているため技術的には特段問題ないはずです。 導入にコストの問題等があるため、Apple に限らず元々の製造メーカーに働きかける方が優先すべき対応だと考えます。 また、購入に関しては、昨今通信キャリアで購入者する人の割合は下がってきております。背景としては、通信キャリアが定価に上乗せして販売しており、Apple 社等公式サイト等で購入した方が圧倒的に安いからです。 このような実情があるため、いくら通信キャリア等で割引のセールをしても、それでも公式サイト等から購入した方が安く手に入るため、割引施策を行ってもキ	○ 御意見については、総務省において、必要に応じて今後の政策検討の参考とするものと考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
キャリア等にお金をばら撒く結果だけで特段効果はないと考えます。 実際あえてミリ波を使うために最新のスマホを買う層は通信キャリア等割引を実施し販売をしている場所では誰も買いません。よって、割引金額をあげてもほとんど効果はないでしょう。 【個人 3】		
意見 10 ミリ波の普及のためには、割引上限規制を撤廃、あるいは、割引上限をさらに緩和すべき。	考え方10	
本来民間の営利活動に行政が過剰に介入してはならず、携帯端末の割引上限を何万何千円にするかという極めて具体的なことを総務省が決めることはあってはならない、今までに総務省によって決められた割引上限によって消費者に利益があった成果が見えない。 携帯各社は過去長期利用者向けに割引をしていたが、囲い込みとしてやめさせられ、利用者が携帯会社を変えやすい施策で流動性を高めるために乗り換えが推進された。 乗り換え者向けの割引が大きくなると、それを当てにした短期乗り換え者や、乗り換えしてすぐに解約し端末を転売するケースが増えたが、その対策も市場のルールに任せるべきである。 結果日本の端末企業は淘汰され、iPhoneをはじめとする海外端末だけが生き残ったのは総務省の政策の間違いである。 割引をするかしないかを総務省が規制することをやめ、ミリ波の活用を促進するのであれば、ミリ波端末の購入に対しての補助をすべきである。 【個人 4】	○ 電気通信事業法第 27 条の 3 は、我が国のモバイル市場を過度な端末割引等による誘引に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては必要な規制であると考えます。 ○ ミリ波対応端末の割引特例については、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、MVNOへの影響が大きくなる可能性があること等を踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としています。	無
定価の 50%を超えない範囲で、原則 4 万円（税込み 4 万 4000 円）から 5.5 万円（税込み 6 万 500 円）に緩和することですが、		

(別添 1)

意見	考え方	修正の有無
スマホを持っていない(ドコモの FOMA)私にとっては、少し割引率が低いと考えます。 私もスマホに替えたいと思っているのですが、昨今のスマホの価格が5年前と比べ約2倍近くに高騰しており、この割引率では、ミリ波購入並びに普及は難しいと考えます。 普及を増やすには、もう少し割引率を上げるべきであると考えますし、今、現在もスマホを持っていない人達を早急に普及させる対策を考えるべきと思います。 【個人 6】		
意見 11 技適でミリ波に対応していることを必須にすべき。	考え方11	
ミリ波を普及させるなら、技適でミリ波に対応していることを必須とし、ミリ波に対応して居ない端末は不適格とする。 【個人 10】	○ 技術基準適合証明等の基準認証制度は、特定無線設備について電波法に定める技術基準に適合しているか否かを認証するものであり、電波法における基準認証制度においてミリ波に対応している端末であることを必須要件とするよう定めるものではありません。	無
意見 12 ミリ波普及のための端末割引上限の緩和に賛成。	考え方12	
今回のミリ波普及の為の割引緩和は賛成です。それはルールがしっかりと決められているからです。決まり事がある割引でないといく前のような過度な割引が繰り返されてしまう。 あとは基地局が整備され、使用できる場所が拡大されると良い。 【個人 13】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ ミリ波の普及について、インフラ整備とミリ波対応端末の普及、ユースケースの創出は「鶏と卵」の関係であり、一体的な推進が求められることを踏まえれば、インフラ整備も重要であると考えます。	無

(別添 1)

その他		
意見 13 総務省が介入して割引規制をすべきではなく、各社に自由な割引競争を行わせた方がよりよい競争が生まれるのではないかな。	考え方13	
政府が企業の販売する製品の価格設定に関わるべきではない。 全てが原因ではないが国内メーカーのスマホが衰退している要因の一因になっている。 【個人 5】	○ 電気通信事業法第27条の3は、我が国のモバイル市場を過度な端末割引等による誘引に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては必要な規制であると考えます。	無
割引価格が上がることについては大いに賛成だが、 総務省が管理することにより 各社の競争が阻害され 通信価格にばらつきがなくなる。 30GB3000 円などの会社があふれかえっている。 また最大の問題点は 法律の隙を狙った 12 ヶ月間だけ毎月 1 円端末などが発生し ユーザーは新しい端末を買いにくい状況、かつ他社に乗りかえを行わないようになる。 以前のような 1 回払い 1 円端末で購入を促し、 (ただしリサイクルを進めるため下取り有などを国が指示するのはとても環境配慮を考えているので、そういう点で国が関与して欲しい) 各社競争を行わせた方が よりよい競争が生まれるのではないかな。 【個人 8】		
意見 14 物価高や端末の高機能化等により端末価格が上昇していることから、端末の大幅な割引を許容するべきではないか。また、割引対象機種を限定すべき。	考え方14	
スマートフォン価格は近年の円安の影響もあり年々高額化してきているため、5G ミリ波の端末がなかなか普及しないのは当然だと思います。 今までは端末値下げ競争により企業収益が圧迫される→穴埋めのためサービス価	○ 電気通信事業法第 27 条の 3 は、我が国のモバイル市場を過度な端末割引等による誘引に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引	無

格の値上げをするという悪循環から端末価格を安く売る代わりに通信料金の月額使用料が高くなるというのが繰り返されてきました。 しかし、当時の菅首相と総務省の指導のおかげで現在は docomo ahamo ブランドなど別ブランド経由とはいえ、大手キャリアの低価格サービスの実施により、国際的に見ても価格競争力が戻ったと見ています。しかしその一方で今度は円安によって端末価格があまりにも高く、古い機種をいつまで経っても買い替えないという新たな問題が発生してきました。 5G ミリ波の端末の普及促進は通信データの高速化に必要不可欠ですし、最新 iPhone でも FeliCa チップを利用してよりセキュリティーを強化したスマホ版マイナンバー機能を搭載したうえで保険証や免許証の一元化するという予定も来春始まると聞いており、ますます最新機種の重要性が高まる事が期待されます。 そこで通信キャリアには今まで通り 20GB 2980 円 超過時最大 1Mbps の通信制限というプランをそのまま設定するのを条件に、1 円端末販売の再開許可、および 3 年縛りで月賦支払いする代わりに 50% 端末代金をキャリア側が負担する折半端末代金支払いというかつての顧客囲い込みプランの復活も容認して様子見するという案はどうでしょうか？ 20GB 2980 円 超過時最大 1Mbps 通信制限プランをキャリアプランとしてちゃんと残すのであれば、その時点で総務省の目的はすでに果たされているわけであり、後は企業努力で競争力を高めつつ顧客囲い込みのために端末価格を安くする工夫を企業自らが率先してやってくれるのであればそれに乗っかるのが一番効率良くて良いのでは？という意見です。 あと値下げ対象機種は米国メーカー (iPhone など)、国内メーカー (Xperia、arrows など) に限定し、韓国のサムスンや中国のシャオミなどは対象外として欲しいです。これは端末にバックドアが仕込まれ、日本国内の個人情報流出を防ぐためです。これは LINE 事件対策で韓国人はサーバーを日本国内に置く置く言っておきながら結局対策しておらず何度も個人情報を流出させている事からも分かると思います。 彼らは誤って個人情報を流出させているわけではありません。国としての利益のため、わざと定期的に意図的にデータ流出させているのです。ですのでこのよう	をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては、必要な規制であると考えます。 ○ 割引対象機種に関する御意見については、総務省において、必要に応じて今後の政策検討の参考とするものと考えます。
---	--

な国への対応、ここら辺の端末選定もしっかり対応していただきたいと思っています。 【個人 7】		
政府として物価上昇を目指している中、端末価格も値上がりしている。端末の定価と市場価値にの差額も大きく乖離するおそれがある。ミリ波対応「以外」の端末の割引上限額も 4 万円から引き上げるべきである。 【個人 11】		
意見 15 端末の割引上限規制が通信料金の低廉化につながっているのか等、当該規制が国民に与える影響を調査・公表し、必要に応じて見直すべき。	考え方 15	
この規制を設けることにより、通信料の低減などに結びつき、国民に利益が生まれているのか継続的に確認および公表することを省令内に設けていただきたい。過去に割引上限を設けても、端末代が高くなるだけで、通信料も安くならず結果的に国民の負担が増えているだけに感じている。 規制した結果をしっかりと公表し、国民調査をして必要に応じて見直すべきである。 【個人 12】	○ 電気通信事業法第 27 条の 3 は、我が国のモバイル市場を過度な端末割引等による誘引力に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものです。 ○ 実際に、日本のスマートフォンの通信料金は大幅に低廉化し、現在は諸外国と比べて中位または低位の水準となっており（出典：電気通信サービスに係る内外価格差調査 -令和 5 年度調査結果）、当該規制により国民の通信料金負担は軽減されたと考えます。	無
意見 16 電話番号の割り当てについて、適切な仕組み作りをしてほしい。	考え方 16	
報道になっていましたが、時代によって新しい(060)から割り当てるというのは、キャリアにやめてほしいです。 あくまで有効期限切れ電話番号も含めて利用者に付与していくというお話だったのにいつの間にか年齢＝携帯電話の上三桁になっているのはおかしい話かとおもいます。 そちらをキャリアとともに改善されながら番号割り当てを行ってほしいです。	頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

(別添 1)

また、不正利用が続発している関係で電話番号が増え続けている場面もあります。 そちらも合わせて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のみ契約でき電話番号を他人に簡単に渡すことができないような仕組み作りもしてほしいです。 話変わって、以前は 050Plus というサービスがございました。 可能であればこちらの番号も MNP にて十分な本人確認ののち同様また携帯電話として付与できるようにしてほしいです。 【個人 2】		
意見 17 語学番組放送を NHK 第 2 ラジオから FM に変更しないでほしい。	考え方 17	
語学番組放送を NHK 第 2 ラジオから FM に変更を絶対にしないでください。 FM を聴けるラジオを持っていませんし 買うお金也没有ありません。 NHK 第 2 の語学で勉強しているのです。FM に代わったら勉強できなくなります。 絶対に換えないでください。 【個人 9】	○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供) 第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。 「一 略」 二 対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。)を条件(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合(当該対象設備を割賦販売の方法により販売する場合であつて、将来の一定の時期において利用者から譲り受けることにより、当該対象設備に係る残存債務を免除する条件を約し、又は約させるときを除く。)において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの (1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日から十二月を経過した日より前の日である場合には、当該販売等が開始された日から十二月を経過した日をいう。以下このイにおいて同じ。)から十二月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額 (2) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から四月が経過している対象設備(3)に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額 (3) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から三十八月が経過している対象設備 当該対象設備の対照価格に相当する額 「ロ・ハ 略」	(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供) 第二十二条の二の十六 「同上」 「一 同上」 「二 同上」 イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。 (1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日をいう。以下このイにおいて同じ。)から二十四月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額 (2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの(3)に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額 (3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額 「ロ・ハ 同上」

〔2 略〕	〔2 同上〕
〔1 3 略〕 附 則	〔1 3 同上〕 附 則
4 第二十二條の二の十六第一項第一号に規定する対象設備が無線設備規則第四十九條の六の十 二第二項で定める条件に適合する無線設備である場合における第二十二條の二の十六第一項第 二号の規定の適用については、当分の間、同号中「四万円」とあるのは「五万五千元」と、「 八万円」とあるのは「十一万円」とする。	〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和六年十二月二十六日から施行する。